

2026年6月30日

各位

会社名 株式会社テクノクリエイティブ
(コード番号 9335 TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market)
代表者名 代表取締役 CEO 三嶋 一秀
問合せ先 取締役 CFO 松田 英明
TEL 096-386-2360
URL <https://www.techno-creative.co.jp/>

「内部統制システムに関する基本方針」の制定に関するお知らせ

当社は、2026年6月30日開催の定時取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」の制定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は当社の社員行動規範を制定する。また、社員行動規範の徹底をはかるため、管理部門において当社のコンプライアンスへの取組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に教育等を継続的に実施する。

内部監査部門は、内部監査規程に従い、当社のコンプライアンスの状況を内部監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役に報告する。なお、代表取締役社長へは内部監査規程に従い報告を実施する。

取締役及び使用人の法令違反ないし不正行為に関する情報提供を促進する手段としては、ヘルプラインを利用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、当社の株主総会、取締役会等の会議の議事録及び稟議書等の決裁書類等の当社取締役の職務の執行に係る情報については、適用法令及び当社の文書管理に関する規程に従い作成し、文書又は電子媒体に記録もしくは保存し、必要に応じて閲覧に供せる管理体制とする。代表取締役は情報セキュリティ基本方針、個人情報保護方針、インサイダー取引防止規程等を定め、その周知の徹底を行い、情報セキュリティ、秘密情報及び個人情報の適正な管理を行い、また開示すべき情報については迅速に収集した上で法令等に従い適切な時期に開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失に結びつく市場、信用、災害及び情報セキュリティに係るリスクその他の社内外の様々なリスクに対処するため、リスクの収集、識別、分類、評価を行い、また全社的対応をはかり、当社のリスクを網羅的、総括的に管理する。当社を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は発生時の損失の最小化のために、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役会において充実した議論と迅速な意思決定を行えるよう、事前に数値目標の管理と業務執行状況を監視する経営会議を実施し、業務の効率性、適法性を確保する。

5. 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合には、その補助する業務の内容を監査役と協議の上で、補助使用人を配置する。
 - (2) 当社は、補助使用人の独立性を確保するため、補助使用人の指揮命令権を監査役に帰属させ、補助使用人の考課ならびに異動等に関する同意権を監査役に付与する。
 - (3) 当社は、必要な知識・能力を備えた、専任又は兼任の補助使用人を適切な員数を確保する。また、兼任の補助使用人の監査役の補助業務への従事体制を確保する。
 - (4) 当社は、補助使用人に必要な調査権限及び情報収集権限を付与する。
6. 監査役への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
 - a. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて経営会議、各部会議等に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人からその説明を求める。取締役又は使用人は、監査役の要請に応じて必要な説明及び情報提供を行う。
 - b. 取締役は、以下の事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に対し報告する。
 - ア. 職務執行に関して法令・定款に違反する、またはそのおそれのある事項
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ウ. 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
 - エ. 内部監査の実施状況、ヘルプラインによる通報状況及びその内容
 - c. 使用人は、前号bのアからウの事項について、発見し次第、遅滞なくヘルプラインを利用し、当社の監査役に対し報告する。
7. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払い等を請求したときは、当該請求にかかる費用等が当該監査役の職務執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
9. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、代表取締役との間で意見交換会を適時開催する。また、内部監査部門に特定事項の調査依頼を行う等業務執行部門と監査部門との連携を図るとともに、監査法人からは定期的に会計監査内容について説明を受け効率的な監査に向けた情報の交換を行う。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 一般に公正妥当と認められる企業会計その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程を整備して適正な会計処理を行う。
- 当社のすべての業務プロセスにおいてリスク管理を徹底するとともに、効率的で透明性のある内部統制の体制を構築する。
- 財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を定期的に行い、業務改善を行う。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力又は団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等とも連携して対応する。

以上